

仕様書

1 賠償責任補償

仕事内容	労働者派遣事業		
保険期間	令和8年4月1日 から 令和9年4月1日 まで		
払込方法	一時払（口振）	保険料区分	確定
対象業務	労働者派遣業（事務・営業・販売） 労働者派遣業（製造・倉庫） 労働者派遣業（その他）		

補償の対象となる危険	賠償区分	保険金額（支払限度額）			免責事項（自己負担額）
		1名	1事故	保険期間中	
基本補償	対人・対物 共通		3億円	3億円	0万円
特約	・派遣先構内専用車事故補償 ・使用者賠償責任補償（3億円） ・不誠実行為危険担保（1000万円） ・被害事故弁護士費用等補償（100万円） ・対物超過復旧費補償（100万円） ・被害者治療費等補償（1名50万円） ・財物損壊を伴わない使用不能損害補償（1000万円）				

2 派遣事業における個人情報・企業情報漏洩補償

保険期間	令和8年4月1日 から 令和9年4月1日 まで
払込方法	一時払（口振）

補償内容および補償額		自己負担額（免責金額）
①損害賠償金及び 訴訟費用 (保険期間中総額)	②危機管理対策費用 ③危機管理実行費用	
300,000千円	30,000千円	0千円
特約		・危機機管理対策費用補償 ・特許等知的財産権賠償補償 ・危機管理実行費用補償 ・クレジットカード番号等不正使用賠償責任補償 ・サイバー攻撃対応費用補償

特約補償内容

1 賠償責任補償

特約	
派遣先構内専用車事故補償	派遣先で、派遣労働者が構内専用車を使用した際の、対人・対物賠償事故の補償。
使用者賠償責任補償	派遣労働者の業務中の労災事故について負担する賠償責任を補償。
財物損壊を伴わない使用不能損害補償	物理的な損壊を伴わず、他人の財物を使用不能にしたことによる逸失利益や事業の中止に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償。
被害事故弁護士費用等補償	他人の行為による事故によって派遣労働者が被った被害について、損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等を補償。
対物超過復旧費補償	他人の財物の損壊等について、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額を補償。
被害者治療費等補償	被害者に対する賠償責任の発生しなかった治療費等について補償。
不誠実行為危険担保	派遣労働者が日本国内で行った不誠実行為により、他人が被った財産上の損害について当法人が負担する賠償責任を補償。

※なお、対人・対物等事故について、派遣先等が別途手配する保険契約があるもののそれを使用しない場合、保険金の分担は行わず、当該保険から優先して保険金を支払えることを希望いたします。

特約補償内容

2 派遣事業における個人情報・企業情報漏洩補償

特約	
危機管理対策費用補償	個人情報漏洩の発覚により負担した対策費やコンサルティング費用、弁護士費用や原因調査費用、見舞金、謝罪広告などの費用を補償。
危機管理実行費用補償	第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償請求された場合に補償。
特許等知的財産権賠償補償	クレジットカードの番号などの漏洩、不正使用等により、損害賠償請求を被った場合に補償。
クレジットカード番号等不正使用賠償責任補償	コンピュータシステムに対するセキュリティ事故が発覚した場合に、被保険者が負担するサイバー攻撃対応費用を補償。
サイバー攻撃対応費用補償	